

大 函 第 8 7 5 号
平成 3 0 年 9 月 4 日

大分県立図書館協議会委員長 殿

大分県立図書館長

所蔵映像資料の保存及び利活用について（諮問）

上記のことについて、図書館法第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり
貴協議会の意見を求めます。